

ドイツから日本向けに輸出される家きん肉等の一時輸入停止措置について

令和3年11月17日

令和3年11月9日、ドイツのメクレンブルク・フォアポンメルン州の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認されたことから、同州から日本向けに輸出される家きん肉等について輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

メクレンブルク・フォアポンメルン州

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）の肉、臓器等及びこれらの加工品
- (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、令和2年10月18日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること（令和2年10月18日までに加工・梱包まで終了していることが必要）をドイツ政府が証明しているものについては、輸入停止措置の対象外とする。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、羽毛のうち、令和2年10月18日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであることをドイツ政府が証明しているものについては、鳥インフルエンザの観点からは消毒の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き消毒の対象とする必要があるので留意されたい。